

# 法科大学院におけるICTを活用した 教育に関する現状等

# 1. 検討の背景

# 法科大学院におけるICTの活用に関する報告等①

## ◆ 法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について (平成26年10月9日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会)

### Ⅲ 今後取り組むべき改善・充実方策

#### 3. 優れた資質を有する志願者の確保について

- 加えて、働きながら法曹を目指す社会人や地方在住者の実情を踏まえ、ICTを活用した教育連携・教材開発などについても検討を進めるべきである。

## ◆ 法曹養成制度改革の更なる推進について (平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)

### 第3 法科大学院

#### 2 具体的方策

##### (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人等に対するICT（情報通信技術）を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目途に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

## ◆ 司法制度改革審議会意見書 (平成13年6月12日 司法制度改革審議会)

### Ⅲ 司法制度を支える法曹の在り方

#### 第2 法曹養成制度改革

#### 2 法科大学院

##### (3) 公平性、開放性、多様性の確保

地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間法科大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。通信制大学院についても、法科大学院の教育方法との関連で検討すべき課題は残っているが、高度情報通信技術の発展等を視野に入れつつ、積極的に対応すべきである。

# 法科大学院におけるICTの活用に関する報告等②

## ◆ 法科大学院の設置基準等について(答申) (平成14年8月5日 中央教育審議会)

### 2 設置基準関係

#### (5) 教育内容・方法等

##### ⑦ 夜間大学院、通信制大学院等

自宅や職場等から通学できる範囲に必ずしも希望する法科大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなど、地理的・時間的な制約などがある社会人等のニーズに応えるため、公平性、開放性、多様性の確保を図る必要がある。

そのため、インターネットや衛星通信等を活用したテレビ会議方式などの遠隔授業のような授業方法や、教育上特別の必要があると認められる場合の夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法による教育（いわゆる14条特例）などの工夫が考えられるほか、夜間大学院についても、法科大学院として十分な教育効果が上げられる場合には、教育方法や学生に対する学習指導体制について十分に配慮しつつ、各大学の判断により認められることとすべきである。

なお、通信制法科大学院については、高度情報通信技術の発展等を視野に入れると、これらの技術の積極的活用によりレポート指導や討議、双方向・リアルタイムで行う授業の展開などが今後期待されるものの、他方で、学生に対して法科大学院にふさわしい十分な学習指導を行える体制が確保できるかどうかなどの課題も残っている。したがって、通信制法科大学院については、通常の法科大学院の発足後の教育の展開状況も見定めつつ、その在り方について引き続き検討する必要がある。

## **2. 遠隔教育に関する現行制度**

# 法科大学院における遠隔授業の導入範囲

通学制	通信制
<p>「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能 (設置基準第8条第2項)</p>	<p>「通信教育により十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等」について、メディア授業による通信教育が可能 (設置基準第9条) ※ 印刷授業や放送授業は不可</p>
<p>全ての単位について、メディア授業により修得可能 (授業によらない教育(研究指導等)を除く)</p> <p>93単位以上の修得</p>	<p>全ての単位について、メディア授業により修得可能 (授業によらない教育(研究指導等)を含む)(注)</p> <p>93単位以上の修得</p>

(注) 設置基準上の定めはないが、平成14年中教審答申において、通信制法科大学院については、法科大学院にふさわしい学習指導体制等に課題があることから、その在り方について引き続き検討することとされ、現在に至っている。

## ※ 大学・大学院における遠隔授業の導入範囲

	通学制	通信制
大学	<p>メディア授業により修得可能</p> <p>60単位まで</p> <p>面接授業</p> <p>124単位以上の修得</p>	<p>全ての単位について、メディア授業により修得可能 ※ メディア授業に加え、印刷授業や放送授業も可</p> <p>124単位以上の修得</p>
大学院	<p>全ての単位について、メディア授業により修得可能 (研究指導は対面指導が原則だが、設置基準上特段の定めはなく、各大学院の判断に委ねられている)</p> <p>30単位以上の修得</p>	<p>全ての単位(授業によらない教育を含む)について、メディア授業により修得可能 ※ メディア授業に加え、印刷授業や放送授業も可</p> <p>30単位以上の修得</p>

# 法科大学院におけるメディア授業・通信教育に関する規定①

## ◆ 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)

### 第3章 教育課程

#### (授業の方法等)

第8条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

2 大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

第9条 専門職大学院は、通信教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)第3条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第4条並びに第5条第1項第3号及び第2項の規定を準用する。

## ◆ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)

### 第6章 教育課程

#### (授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3・4 (略)

## 法科大学院におけるメディア授業・通信教育に関する規定②

### ◆ 大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件 (平成13年文部科学省告示第51号(最終改正:平成19年文部科学省告示第114号))

大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について次のように定め、平成13年3月30日から施行する。

なお、平成10年文部省告示第46号(大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件)は、廃止する。

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第25条第1項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに準ずる場所(大学設置基準第31条第1項の規定により単位を授与する場合には、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの。



# 法科大学院におけるメディア授業・通信教育に関する規定③

## ◆ 大学設置基準の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月30日文科高第346号）

第7 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の制定

1 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業（いわゆる「遠隔授業」）については、平成10年文部省告示第46号により規定されてきたところであるが、インターネット等の情報通信技術の進展にかんがみ、従来のものに加え、毎回の授業の実施に当たって設問解答等による指導を併せて行うものであって、かつ、当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもので、大学において、面接授業に相当する教育効果を有すると認められたものを遠隔授業として位置づけることとしたこと。

したがって、遠隔授業については、「同時かつ双方向に行われるもの」であることが必要とされてきたが、今回の改正によって、同時かつ双方向に行われない場合であっても、一定の条件を満たしていれば、これを遠隔授業として行うことが可能となること。

また、ここで必要とされる指導については、設問解答、添削指導、質疑応答のほか、課題提出及びこれに対する助言を電子メールやファックス、郵送等により行うこと、教員が直接対面で指導を行うことなどが考えられること。

なお、上記の指導は、印刷教材等による授業や放送授業の実施に当たり併せ行うこととされる添削等による指導（大学通信教育設置基準第3条第2項）とは異なり、毎回の授業の実施に当たって併せ行うものであることに留意されたいこと。

学生の意見の交換の機会については、大学のホームページに掲示板を設け、学生がこれに書き込めるようにしたり、学生が自主的に集まり学習を行えるような学習施設を設けたりすることが考えられること。

## ◆ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（平成19年7月31日文科高第281号）

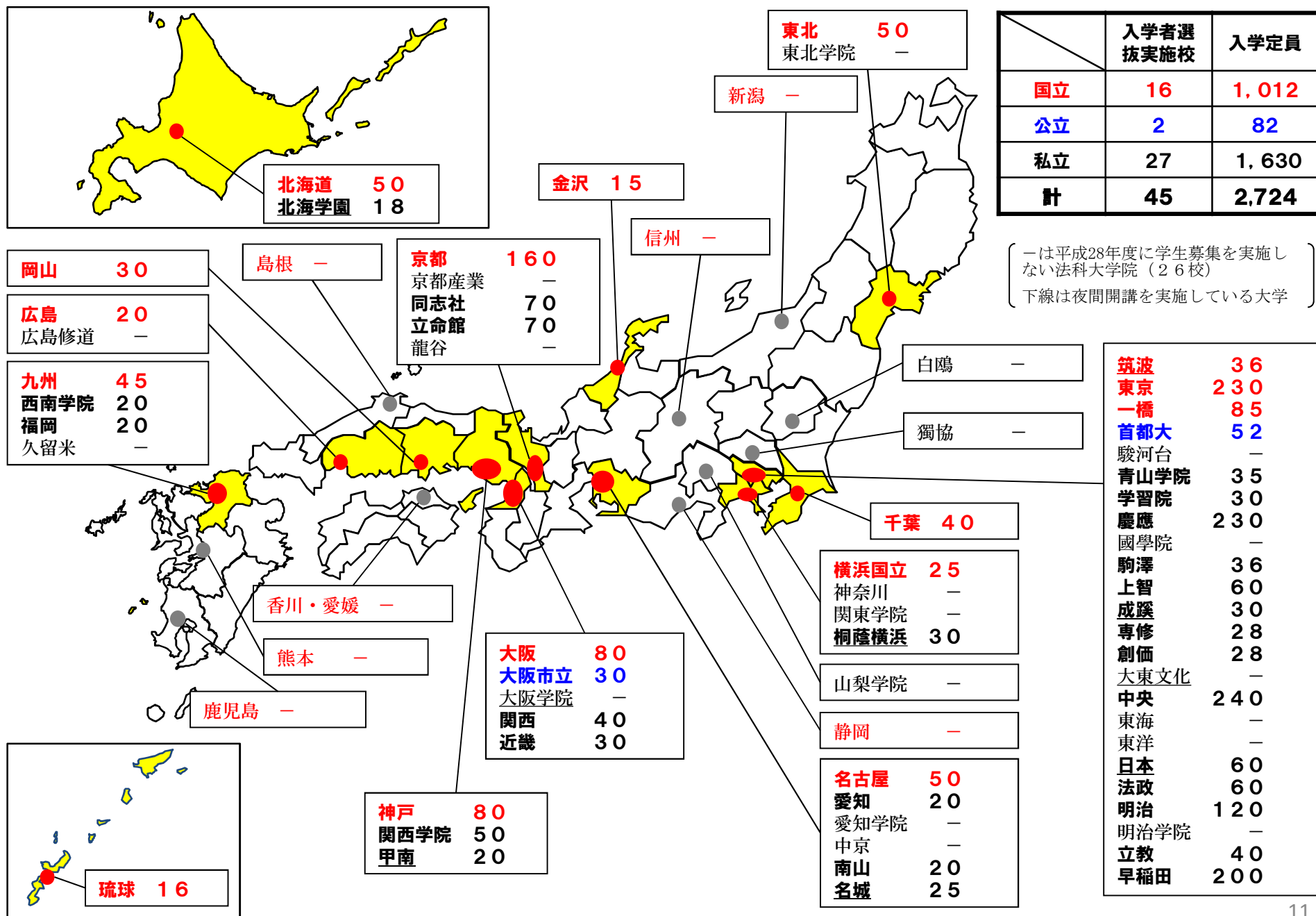
第7 平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件）等の一部改正（平成19年文部科学省告示第114号）

一 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができるいわゆる「遠隔授業」については、大学教育の質の保証する上で備えるべき基準をより明確にするため、インターネット等を活用した授業の場合、毎回の授業の実施に当たって行うこととされている設問解答等について、指導補助者が教室等以外の場所において学生に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、十分な指導を行うこととしたこと。

ここでいう「指導補助者」とは、当該授業を行う教員の補助として、当該教員の指導計画の下で、当該教員と密接な連絡をとりつつ学生等に対して質疑応答等の指導を行う者を指し、当該授業の分野に係る学士以上の学位を有しているなどこれらの指導を十分に行い得る資質能力を有する者であること。なお、学生等の成績評価は当該授業を行う教員の権限と責任において厳正に行うこと。また、「その他の適切な方法」としては、当該授業の終了後すみやかに指導を行うことを前提として、例えば、電話、ファックス、電子メールを活用することも想定されること。

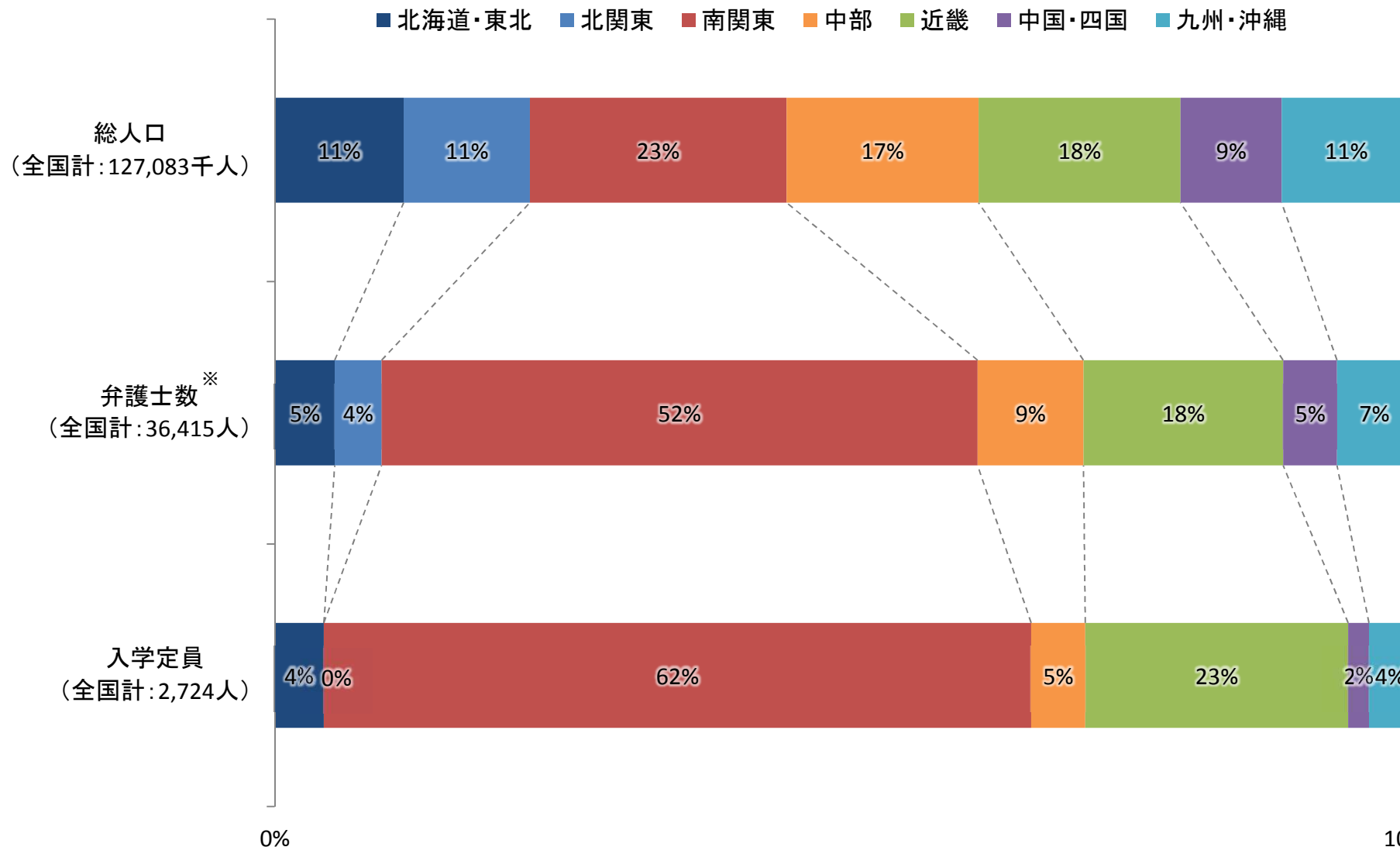
### **3. 地域配置について**

# 法科大学院の設置状況（平成28年現在）



# 地域別の弁護士数と入学定員との比較

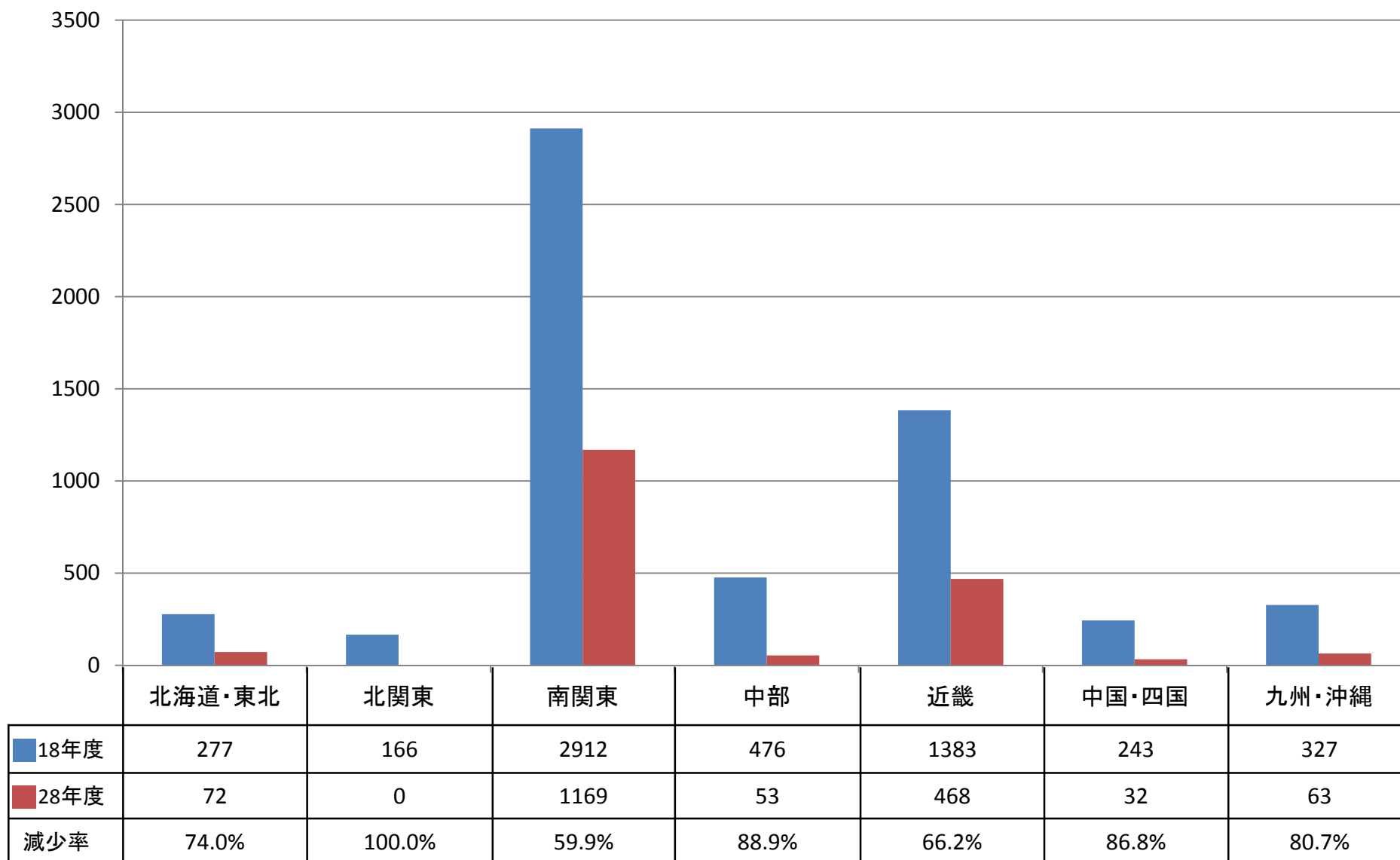
○ 法科大学院の入学定員は、弁護士数との比較においてより都市部に集中している。



※ 「弁護士白書 2015年版」日本弁護士連合会編著より作成

## 地域別の法科大学院入学者数（ピーク時（18年度）との比較）

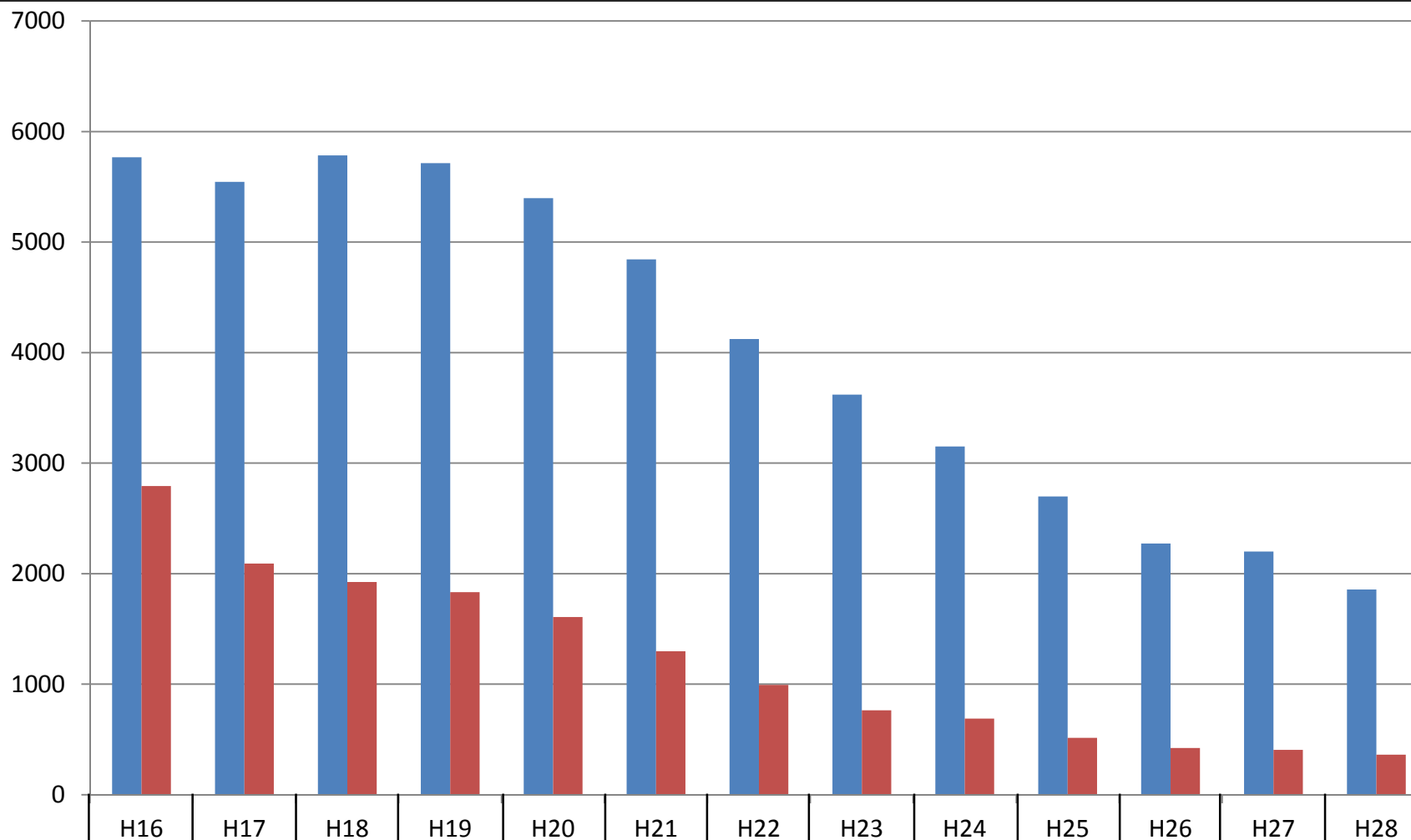
○ 都市部より地方に立地する法科大学院の方が入学者の減少率が高い傾向にある。



## **4. 社会人入学者について**

# 社会人入学者の推移

○ 社会人入学者は一貫して減少傾向にあるが、近年は全入学者の2割程度を維持。



■ 入学者	5,767	5,544	5,784	5,713	5,397	4,844	4,122	3,620	3,150	2,698	2,272	2,201	1,857
■ 社会人入学者	2,792	2,091	1,925	1,834	1,609	1,298	993	763	689	514	422	405	363
社会人比率	48.4%	37.7%	33.3%	32.1%	29.8%	26.8%	24.1%	21.1%	21.9%	19.1%	18.6%	18.4%	19.5%